

# ○自動車保管場所証明等事務取扱要領について（例規）

平成3年6月25日  
兵警交規例規第14号

## 第1 総則

### 1 趣旨

この要領は、自動車の保管場所の確保等に関する法律（昭和37年法律第145号。以下「法」という。）、自動車の保管場所の確保等に関する法律施行令（昭和37年政令第329号。以下「令」という。）及び自動車の保管場所の確保等に関する法律施行規則（平成3年国家公安委員会規則第1号。以下「規則」という。）に基づき警察署長（以下「署長」という。）が行う自動車の保管場所証明及び保管場所の届出の受理に係る事務（以下「保管場所証明等事務」という。）の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

### 2 定義

この要領における用語の意義は、次のとおりとする。

- (1) 保有者 自動車の所有者その他自動車を使用する権利を有する者で、自己のために自動車を運行の用に供するものをいう。
- (2) 使用の本拠の位置 自動車の保有者その他自動車の管理責任者の所在地をいい、通常、保有者が自然人の場合はその住所若しくは居所又は営業所の所在地を、法人の場合はその主たる事務所又は従たる事務所の所在地をいう。
- (3) 証明申請 自動車の保有者が当該自動車を保管する場所の位置を管轄する署長に、当該場所が当該自動車につき保管場所（法第3条に規定する保管場所をいう。以下同じ。）として確保されていることの証明を求める申請をいう。
- (4) 書面申請 書面により行う証明申請をいう。
- (5) 電子申請 自動車関係手続を行うための電子情報処理組織（以下単に「電子情報処理組織」という。）を使用して行う証明申請をいう。
- (6) 証明通知 電子申請に係る場所の位置を管轄する署長が、当該場所が当該申請に係る自動車につき保管場所として確保されていることを証明する旨の通知であって、電子情報処理組織を使用して行うものをいう。
- (7) 使用権原書 自動車の保有者が自動車保管場所証明書（規則別記様式第1号。以下「証明書」という。）の交付の申請に係る場所を使用する権原を有することを疎明する規則第1条第2項第1号に掲げる書面をいう。
- (8) 自動車保管場所管理システム 自動車の保管場所に関する各種データを兵庫県警察情報管理システムを利用して管理及び運用するシステムをいう。

## 第2 書面申請に係る保管場所証明等事務

### 1 証明書の交付の申請に必要な書類

証明書の交付の申請にあつては、次の書類を提出させるものとする。この場合において、同一保管場所に2台以上の自動車を保管することを内容とする申請が同時に行われるときは、(2)及び(3)に掲げる書類は1通とする。

(1) 自動車保管場所証明申請書（規則別記様式第1号。以下「証明申請書」という。）

2通

(2) 次に掲げるいずれかの使用権原書 1通

ア 申請に係る場所が所有者の所有する土地又は建物である場合

保管場所使用権原疎明書面（自認書）（様式第1号。以下「自認書」という。）

イ 申請に係る場所が所有者の所有する土地又は建物でない場合

土地又は建物の貸借契約書の写し、駐車場の料金の領収書の写し、自動車保管場所使用承諾証明書（様式第2号。以下「使用承諾証明書」という。）等使用に関する権利関係を疎明する書面で、当該場所を保管場所として使用できることとなった日から1箇月以上継続して使用できるもの

ウ その他の場合

(ア) 申請に係る場所が官公署が保有するものである場合

当該自動車の保管場所が確保されていることを記載内容とする管理責任者の自認書

(イ) 申請に係る自動車の使用に関連のある独立行政法人都市再生機構等の公法人において貸借又は使用の権利関係を確認でき、かつ、前記イに掲げる書面が作成しがたい場合

当該公法人の発行する保管場所使用確認証明書（様式第3号）

(3) 申請に係る場所、保管場所の付近の道路及び目標となる地物並びに保管場所の周囲の建物、空き地及び道路を表示した保管場所の所在図・配置図（様式第4号。以下「所在図・配置図」という。） 1通

## 2 証明書の交付の申請の受理等

証明書の交付の申請の受理等の要領は、次のとおりとする。

(1) 証明申請書等の点検

証明申請書及び前記1の(2)及び(3)に規定する書類（以下「証明申請書等」という。）の提出があつたときは、次に掲げる事項について点検するものとする。

ア 証明申請書に申請者の署名等がなされていること。

イ 行政書士又は行政書士法人（以下「行政書士等」という。）が作成し、提出した証明申請書については、当該行政書士等の記名及び職印の押印がなされていること並びに当該行政書士等が代理権を有していること。

ウ 証明申請書等の様式及び記載内容並びに通数が適正であること。この場合において、次に掲げる書類は有効なものとする。

(ア) 新規購入等の理由により自動車の車台番号が特定できないため、車台番号欄が空白のまま提出された証明申請書

(イ) 規則第1条第3項本文の規定に基づき、所在図記載欄が空白のまま提出された所在図・配置図（同項ただし書の規定に基づき、所在図の記載の必要があると認めるときを除く。）

- エ 申請に係る場所の位置を管轄する署長に対してなされたものであること。
- オ 申請に係る場所の位置が道路上以外の場所であること。
- (2) 証明申請書等の訂正等
  - 証明申請書等に誤記、脱字等がある場合は、次により処理するものとする。
  - ア 誤記、脱字等の内容がその場で訂正できるものであるときは、訂正箇所に横線2本を引く方法により訂正させた上、受理すること。
  - イ 誤記、脱字等の内容がその場で訂正できないものであるときは、その理由及び前記アの訂正要領を説明して証明申請書等を返却すること。
- (3) 処理簿への登載
  - 申請を受理したときは、速やかに自動車保管場所証明書等処理簿（様式第5号。以下「処理簿」という。）に登載しなければならない。
- (4) 代行申請
  - 代行者による申請を受理したときは、警察署で保管する証明申請書欄外の連絡先欄に代行者の住所、氏名及び電話番号を記載させ、その状況を明らかにしておくものとする。
- (5) 証明書交付予定日時等の伝達
  - 申請を受理したときは、自動車保管場所証明書受領の案内（様式第6号）により、申請者に証明書の交付予定日その他の必要事項を伝えるものとする。
- 3 証明書の交付の申請に係る場所の現地調査
  - 証明書の交付の申請を受理したときは、申請に係る場所について、速やかに現地に赴いて調査（以下「現地調査」という。）を行わなければならない。
- 4 保管場所の適否判断基準
  - 保管場所の適否判断基準は、次のとおりとする。
  - (1) 保管場所の位置
    - 使用の本拠の位置から直線距離で2キロメートル以内であること。
  - (2) 保管場所の広さ
    - 証明書の交付の申請に係る自動車の全体を収容できるものであること。
  - (3) 保管場所に通ずる道路
    - ア 当該道路から保管場所に安全に出入りできるものであること。
    - イ 保管場所に通ずる道路が道路法（昭和27年法律第180号）第2条第1項に規定する道路であるときは、証明書の交付の申請に係る自動車について、車両制限令（昭和36年政令第265号）の規定に抵触しないこと。ただし、道路法第47条の2第1項又は車両制限令第12条の規定により、道路管理者が申請者に対して、特殊車両通行許可証又は特殊車両通行認定書を交付することが明らかな場合は、この限りでない。
    - ウ 保管場所に通ずる道路が道路法第2条第1項に規定する道路以外の道路であるときは、証明書の交付の申請に係る自動車が適法かつ安全に通行できるものであること。
    - エ 保管場所に通ずる道路が自動車の通行禁止の交通規制が行われている道路であるときは、署長が通行を許可するやむを得ない事由があること。
  - (4) その他

ア 証明書の交付の申請に係る場所が消防法（昭和 23 年法律第 186 号）、建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）、自然公園法（昭和 32 年法律第 161 号）、危険物の規制に関する政令（昭和 34 年政令第 306 号）等により、自動車の保管場所として使用し、又は自動車が進入することが禁止されている場所であるときは、保管場所として認めないこと。

イ 証明書の交付の申請に係る場所が倉庫、展示場、作業所等他の目的に使用されている部分であるときは、保管場所として認めないこと。ただし、保管場所としての空間が区画線等により、常時確保されていることが明らかなときは、この限りでない。

## 5 証明書の交付等

現地調査によって保管場所が確保されていると認められたものについては、次により証明書を交付するものとする。

### (1) 交付所要日数

証明書は、受理の日から 4 日以内（兵庫県の休日を定める条例（平成元年兵庫県条例第 15 号）第 2 条に規定する休日（以下「休日」という。）を除く。）に交付することができるようにするものとする。

### (2) 証明書の作成

ア 証明申請書 2 通の証明欄に、所定の事項を記載した上、契印し、1 通（兵庫県収入証紙（以下「収入証紙」という。）をはり付けていないもの）に署長印（兵庫県警察における公印の管理に関する訓令（平成 13 年兵庫県警察本部訓令第 15 号）別表 1 の部に規定する警察署長印をいう。以下同じ。）を押印して証明書を作成するものとする。この場合において、番号欄には処理簿の証明番号を、証明年月日欄には決裁があった日を記載するものとする。

イ 証明書に訂正箇所があるときは、当該訂正箇所に署長印を押印するものとする。

### (3) 証明書の交付

ア 証明書の交付の申請時に車台番号が確定していないため空白のまま受理していたものについては、車台番号を記載させた上、証明書を交付するものとする。

イ 証明書を交付するときは、処理簿に交付月日を記載した上、署名等を徴するものとする。

ウ 証明書を申請者本人又は申請代行者以外の者に交付するときは、警察署で保管する証明申請書の欄外に、その者の住所、氏名及び電話番号を記載するものとする。

エ 証明書を交付した後の訂正は、認めない。

### (4) 自動車登録番号の記入

証明書を交付する際には、当該証明に係る自動車が中古車等で登録番号の変更を伴わないものについては、その自動車登録番号を警察署で保管する証明申請書欄外の自動車登録番号欄に記載すること。

## 6 保管場所が確保されていると認めることができない場合の措置

現地調査により保管場所が確保されていると認めることができないものについては、証明書の交付の申請を却下し、自動車保管場所証明申請審査結果通知書（様式第 9 号）を 2 通作成し、契印の上、1 通に、右上部欄外に「不可」と記載した証明申請書 1 通を添付し

て、その旨を申請者に通知するとともに、当該処分について不服申立て又は取消訴訟ができる旨を教示しなければならない。

### 第3 電子申請に係る保管場所証明等事務

#### 1 電子申請の到達時の措置

##### (1) 処理簿への登載

申請の到達を認知したときは、速やかに自動車保管場所証明等処理簿（電子申請用）（様式第10号。以下「処理簿（電子申請用）」という。）に登載しなければならない。

##### (2) 入力事項の点検等

申請に係る入力事項の点検等の要領は、次のとおりとする。

##### ア 入力事項の点検

申請の到達を認知したときは、当該申請の内容を出力の上、次に掲げる事項を点検するものとする。

(ア) 次に掲げる事項が入力されていること。

- a 証明申請書に記載すべき事項
- b 使用権原書に記載すべき事項
- c 所在図・配置図に記載すべき事項

(イ) 当該申請に係る場所の位置を管轄する署長に対してなされたものであること。

(ウ) 当該申請に係る場所の位置が道路上以外の場所であること。

##### イ 入力事項の補正の通知

前記アによる点検の結果、入力事項に誤入力等があるときは、申請者に対し、電子情報処理組織を使用して補正すべき事項を通知するものとする。

##### ウ 車台番号の照会

前記アの(ア)のaに掲げる事項に車台番号が入力されていないときは、電子情報処理組織を使用して、車台番号を照会するものとする。この場合において、前記イにより補正すべき事項を通知したときは、当該通知に係る補正がなされた後に照会するものとする。

#### 2 電子申請に係る場所の現地調査

申請に係る入力事項に誤入力等がないと認めるときは、速やかに現地調査を行わなければならない。

#### 3 保管場所の適否判断基準

保管場所の適否判断基準は、次のとおりとする。

##### (1) 保管場所の位置

使用の本拠の位置から直線距離で2キロメートル以内であること。

##### (2) 保管場所の広さ

電子申請に係る自動車の全体を収容できるものであること。

##### (3) 保管場所に通ずる道路

ア 当該道路から保管場所に安全に出入りできるものであること。

イ 保管場所に通ずる道路が道路法（昭和27年法律第180号）第2条第1項に規定する道路であるときは、電子申請に係る自動車について、車両制限令（昭和36年政令

第 265 号) の規定に抵触しないこと。ただし、道路法第 47 条の 2 第 1 項又は車両制限令第 12 条の規定により、道路管理者が申請者に対して、特殊車両通行許可証又は特殊車両通行認定書を交付することが明らかな場合は、この限りでない。

ウ 保管場所に通ずる道路が道路法第 2 条第 1 項に規定する道路以外の道路であるときは、電子申請に係る自動車に適法かつ安全に通行できるものであること。

エ 保管場所に通ずる道路が自動車の通行禁止の交通規制が行われている道路であるときは、署長が通行を許可するやむを得ない事由があること。

(4) その他

ア 電子申請に係る場所が消防法（昭和 23 年法律第 186 号）、建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）、自然公園法（昭和 32 年法律第 161 号）、危険物の規制に関する政令（昭和 34 年政令第 306 号）等により、自動車の保管場所として使用し、又は自動車が進入することが禁止されている場所であるときは、保管場所として認めないこと。

イ 電子申請に係る場所が倉庫、展示場、作業所等他の目的に使用されている部分であるときは、保管場所として認めないこと。ただし、保管場所としての空間が区画線等により、常時確保されていることが明らかなきときは、この限りでない。

4 証明通知

現地調査によって保管場所が確保されていると認め、かつ、車台番号が特定されたものについては、次により証明通知を行うものとする。

(1) 通知所要日数

証明通知は、到達の日から 4 日以内（休日を除く。）に行うものとする。ただし、補正すべき事項がある場合及び車台番号が入力されていない場合は、この限りでない。

(2) 通知月日の記載

証明通知を行ったときは、処理簿（電子申請用）に通知月日を記載するものとする。

5 証明通知を行わない場合の措置

次に掲げるいずれかに該当するときは、申請者に対し、電子情報処理組織を使用して証明通知を行わない旨及び当該処分について不服申立て又は取消訴訟ができる旨を通知しなければならない。

(1) 現地調査により保管場所が確保されていると認めることができないとき。

(2) 前記 1 の (2) のイにより補正すべき事項を通知した場合において、当該通知をした翌日から起算して 5 日（休日を除く。）以内に補正がなされなかったとき。

(3) 前記 1 の (2) のウにより車台番号を照会した場合において、当該照会をした翌日から起算して 30 日（休日を含む。）以内に回答がなされなかったとき。

**第 4 届出に係る保管場所証明等事務**

1 届出を受理する場合

(1) 軽自動車である自動車を新たに運行の用に供しようとするとき（令附則第 2 項第 2 号に規定する軽自動車に係る保管場所届出義務等の制度適用地域（以下「軽自動車適

用地域」という。)に使用の本拠の位置を有するもので、県内に保管場所があるものに限る。)

- (2) 軽自動車の使用の本拠の位置を、軽自動車適用地域以外から軽自動車適用地域に移し、かつ、保管場所の位置を変更したとき。
- (3) 運送事業用自動車である自動車が運送事業用自動車でなくなった場合に引き続き当該自動車を運行の用に供しようとするとき。
- (4) 自動車が証明書により証された保管場所の位置を変更したとき(変更届を出した後の変更を含む。)
- (5) 前記(1)に係る軽自動車である自動車が保管場所の位置を変更したとき(変更届を出した後の変更を含み、軽自動車適用地域に使用の本拠の位置を有するもので、県内に保管場所があるものに限る。)

## 2 届出に必要な書類

届出にあっては、次の書類を提出させるものとする。この場合において、同一保管場所に2台以上の自動車を保管することを内容とする届出が同時に行われるときは、(2)及び(3)に掲げる書類は1通とする。

- (1) 自動車保管場所届出書(規則別記様式第2号。以下「届出書」という。) 1通
- (2) 次に掲げるいずれかの使用権原書 1通
  - ア 届出に係る保管場所が所有者の所有する土地又は建物である場合  
自認書
  - イ 届出に係る保管場所が所有者の所有する土地又は建物でない場合  
土地又は建物の貸借契約書の写し、駐車場の料金の領収書の写し、使用承諾証明書等使用に関する権利関係を疎明する書面で、当該場所を保管場所として使用できることとなった日から1箇月以上継続して使用できるもの
  - ウ その他の場合
    - (ア) 届出に係る保管場所が官公署が保有するものである場合  
当該自動車の保管場所が確保されていることを記載内容とする管理責任者の自認書
    - (イ) 届出に係る自動車の使用に関連のある独立行政法人都市再生機構等の公法人において貸借又は使用の権利関係を確認でき、かつ、前記イに掲げる書面が作成しがたい場合  
当該公法人の発行する保管場所使用確認証明書
- (3) 届出に係る保管場所、届出に係る保管場所の付近の道路及び目標となる地物並びに届出に係る保管場所の周囲の建物の周囲の建物の空き地及び道路を表示した所在図・配置図 1通

## 3 届出の受理

届出の受理の要領は、次のとおりとする。

- (1) 届出書等の点検  
届出書及び前記2の(2)及び(3)に規定する書類の提出があったときは、次に掲げる事項について点検した上、保管場所としての要件の欠如又は明らかに申請書類の記載内容に誤りがない限り、受理するものとする。
  - ア 届出書に届出者の署名等がなされていること。

- イ 行政書士等が作成し、提出した届出書については、当該行政書士等の記名及び職印の押印がなされていること並びに当該行政書士等が代理権を有していること。
- ウ 届出書等の様式及び記載内容並びに通数が適正であること。この場合において、規則第3条第2項において準用する規則第1条第3項本文の規定に基づき、所在図記載欄が空白のまま提出された所在図・配置図は有効なものとする。
- エ 届出に係る保管場所の位置を管轄する署長に対してなされたものであること。
- オ 届出に係る保管場所の位置が道路上以外の場所であること。

(2) 届出書等の訂正等

届出書等に誤記、脱字等がある場合は、次により処理するものとする。

- ア 誤記、脱字等の内容がその場で訂正できるものであるときは、訂正箇所横線2本を引く方法により訂正させた上、受理すること。
- イ 誤記、脱字等の内容がその場で訂正できないものであるときは、その理由及び前記アの訂正要領を説明して届出書等を返却すること。

(3) 届出等処理簿への登載

届出を受理したときは、自動車保管場所届出等処理簿（様式第11号。以下「届出等処理簿」という。）に登載しなければならない。

(4) 代行届出

代行者による届出を受理するときは、届出書欄外の連絡先欄に代行者の住所、氏名及び電話番号を記載させ、その状況を明らかにしておくものとする。

4 郵送による届出の受付時の措置

(1) 届出の受付

保管場所の届出及び保管場所の変更の届出は、郵送によるもの（郵便により届出書等を提出して行うことをいう。）についても、受け付けるものとする。

(2) 届出の受付時の措置

ア 前記(1)により届出書等を受け付けたときは、次に掲げる事項について点検するものとする。

(ア) 届出書に届出者の署名等がなされていること。

(イ) 行政書士等が作成し、提出した届出書については、当該行政書士等の記名及び職印の押印がなされていること並びに当該行政書士等が代理権を有していること。

(ウ) 届出書等の様式及び記載内容並びに通数が適正であること。この場合において、規則第3条第2項において準用する規則第1条第3項本文の規定に基づき、所在図記載欄が空白のまま提出された所在図・配置図は、有効なものとする。

(エ) 届出に係る保管場所の位置を管轄する署長に対してなされたものであること。

(オ) 届出に係る保管場所の位置が道路上以外の場所であること。

イ 前記アによる点検の結果、届出を受理するときは届出等処理簿に登載し、届出を不受理とするときはその理由及び訂正等のために来署すべきことを通知するものとする。

第5 証明書の再交付

証明書の再交付の要領は、次のとおりとする。

1 再交付の申請に必要な書類



## 証明申請書 2通

### 2 証明書の再交付の申請の受理

証明書の再交付の申請を受けたときは、運輸管理部に当該再交付に係る証明書が有効なものとして取り扱われるか否かを確認するとともに、記載内容を点検した上、受理するものとする。この場合において、証明申請書に誤記、脱字等があるときは、当該箇所横線2本を引く方法により訂正させるものとする。

### 3 証明書の作成

証明書の再交付の申請を受理したときは、先に交付した証明書と同一内容の証明書を作成の上、上部欄外に再交付と朱書きしておくものとする。この場合において、証明番号は、先に交付した証明書の番号の枝番号とする。

### 4 証明書の再交付

証明書を再交付したときは、警察署で保管する証明申請書の欄外余白に再交付理由及び再交付年月日を記載し、先に受理した証明申請書の前に編てつして保管するものとする。

## 第6 事務の委託

### 1 委託ができる事務

次に掲げる事務は、当該事務を行うのに必要かつ適切な組織及び能力を有すると警察本部長が認める者に委託することができる。

- (1) 現地調査
- (2) 自動車保管場所管理システムへの入力

### 2 委託時の措置

前記1により事務を委託したときは、処理簿、処理簿（電子申請用）又は届出等処理簿により個々の事務の委託の状況を明らかにしておかなければならない。この場合において、当該委託に係る事務が前記1の(2)に掲げる事務であるときは、兵庫県警察情報管理システム情報保護管理要領（平成13年兵警情例規甲第30号）及び警察共通基盤システム等運営要領第13の規程により兵庫県警察本部長に委任された事項について（令和兵警情例規甲第30号）の定める措置を採らなければならない。

## 第7 手数料の徴収

書面申請の受理をする場合は、警察手数料徴収条例第2条に規定する所要の手数料を収入証紙により徴収し、次により処理しなければならない。

### 1 書面申請の受理をする場合

書面申請の受理をする場合は、警察署で保管する証明申請書の右欄外に収入証紙をはり付け、収入証紙条例施行規則（昭和39年兵庫県規則第43号）に定めるところにより処理するものとする。

### 2 手数料を徴収しない場合

手数料は、警察手数料免除規程（昭和41年兵庫県公安委員会訓令第3号）第3条の規定に該当する場合には、徴収しないものとする。この場合においては、警察署で保管する証明申請書の欄外にその旨を朱書きしておくなければならない。

## 第8 道路使用・長時間駐車に関する届出のあった場合の措置

令第4条第2項第11号による届出は、道路使用・長時間駐車届出書（様式第12号）により行わせるものとし、道路使用・長時間駐車届出処理簿（様式第13号）に登載し、受理順に編てつしておくものとする。

## 第9 報告

署長は、保管場所証明等事務に係る各種犯罪その他特異な事案を認知したときは、所要の措置を講ずるとともに、その都度交通部交通規制課長を経由して交通部長に報告しなければならない。

保存期限 . . .

保管場所使用権原説明書面（自認書）

証明申請・届出に係る保管場所である土地・建物は、私の所有であることに間違いありません。

警察署長 殿

年 月 日

〒 ( )

住所

( ) 局 番

氏名

- 備考 1 保管場所証明申請の場合は証明申請に、保管場所届出の場合は届出に○を付けてください。  
2 土地・建物については、どちらか当てはまる方（両方に当てはまる場合は両方）に○を付けてください。

様式第2号（第2の1の②のイ、第4の2の②のイ関係）

保存期限 . . .

自動車保管場所使用承諾証明書

警察署長提出用

保管場所の位置			
使用者	〒( ) 住所	( ) 局 番	
	氏名		
使用期間	年 月 日から 年 月 日まで		
上記のとおり自動車の保管場所としての使用を承諾したことを証明する。			
警察署長 殿		年 月 日	
	〒( ) 住所	( ) 局 番	
	氏名		

備考 共有の場合は、共有者全員の住所・氏名を記入してください。

保管場所使用確認証明書

保管場所の位置	
使用者の 所在地及び名称 住所及び氏名	
使用の本拠の位置及び名称	
使用期間	年 月 日から 年 月 日まで 使用換え、管理換えするまで
上記のとおり自動車の保管場所としての使用を確認したことを証明する。 年 月 日 所在地 名称 代表者 電話（ ） ー	

保存期限	. .
------	-----

保管場所の所在図・配置図

所在図記載欄	配置図記載欄

- 備考
- 1 別紙として、地図のコピーを添付できます。
  - 2 保管場所に接する道路の幅員、保管場所の平面の寸法をメートルで記入してください。
  - 3 複数の自動車を保管する駐車場の場合は、保管場所を明示してください。
  - 4 使用の本拠の位置（自宅等）と保管場所の位置との間を線で結んで距離を記入してください。

保存期限	・ ・
------	-----

自動車保管場所証明等処理簿

決裁者	取扱者	受理番号 (証明番号)	受理 月日	申請者氏名	現地調査入力証明書										備考				
					委託 月日	託 月日	受託者	回答 結果	委託 料求	託 月	受託者	委託 料求	託 月	決裁 月日		手 交	数 再交付	料 免除	交付 月日
			・		・			可・否											
			・		・			可・否											
			・		・			可・否											
			・		・			可・否											
			・		・			可・否											
			・		・			可・否											
			・		・			可・否											
			・		・			可・否											
			・		・			可・否											
			・		・			可・否											
			・		・			可・否											

- 注 1 この処理簿は、暦年（1月1日から12月31日まで）により記録すること。  
 2 受理番号と証明番号は同一番号とし、申請を却下するものは証明番号を欠番とする。  
 3 「回答結果」欄は該当する字句を○印で囲むこと。  
 4 「手数料」欄は該当する箇所に○印を付けること。  
 5 申請を却下したときは、「備考」欄に自動車保管場所証明申請審査結果通知書を発送した月日及び当該発送の取扱者を記載すること。  
 6 証明書を再交付したときは、「備考」欄に再交付をした月日を記載した上、署名等を徴すること。

## 自動車保管場所証明書受領の案内

受 理 番 号	
氏 名	
交 付 予 定 日	月 日 午前 午後 時

注 1 自動車保管場所証明書の交付  
は、本票と引き替えに

- 警察署  
の窓口で行いますの  
  
で、当日ご持参ください。

2 自動車保管場所証明申請書の車  
台番号が記入されていない間は、証明  
できません。

年 月 日

兵庫県 警察署

車台番号



住 所

氏 名

殿

警 察 署 長



## 自動車保管場所証明申請審査結果通知書

あなたの 年 月 日付けの自動車の保管場所証明申請については、次の理由により証明することができませんので、通知します。

（理由）

### 教示事項

この処分について不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に兵庫県警察本部交通部交通規制課を経由して兵庫県公安委員会に対し審査請求をするか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に神戸地方裁判所に対し兵庫県を被告としてこの処分の取消しの訴えを提起することができます。

なお、審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決書を受け取った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができます。

保 存 期 限	・ ・
---------	-----

自動車保管場所証明等処理簿（電子申請用）

決裁者	取扱者	受 理 番 号 (証 明 番 号)	申 請 日 受理日	申 請 者 氏 名	現 地 調 査 入 力 証 明 通 知				備 考		
					現 地 調 査 委託月 回月	現 地 調 査 委託日 回日	現 地 調 査 委託者	現 地 調 査 委託料 請求		現 地 調 査 委託月	現 地 調 査 委託日
			・ ・		・ ・		可 ・ 否	月	月	・ ・	
			・ ・		・ ・		可 ・ 否	月	月	・ ・	
			・ ・		・ ・		可 ・ 否	月	月	・ ・	
			・ ・		・ ・		可 ・ 否	月	月	・ ・	
			・ ・		・ ・		可 ・ 否	月	月	・ ・	
			・ ・		・ ・		可 ・ 否	月	月	・ ・	
			・ ・		・ ・		可 ・ 否	月	月	・ ・	
			・ ・		・ ・		可 ・ 否	月	月	・ ・	
			・ ・		・ ・		可 ・ 否	月	月	・ ・	

- 注 1 この処理簿は、暦年（1月1日から12月31日まで）により記録すること。  
 2 受理番号と証明番号は同一番号とし、申請を却下するものは証明番号を欠番とする。  
 3 「回答結果」欄は該当する字句を○印で囲むこと。  
 4 申請を却下したときは、「備考」欄に証明通知を行わない旨を通知した月日及び当該通知の取扱者を記載すること。

保存期限	. .
------	-----

自動車保管場所届出等処理簿

決裁者	取扱者	受理番号	届出 月日	届出者氏名	入力 受託者	委託料 請求月	届出区分			備考
							登録 自動車	軽自動車 届出	自動車 届出変更届	
			.			月				
			.			月				
			.			月				
			.			月				
			.			月				
			.			月				
			.			月				
			.			月				
			.			月				
			.			月				
			.			月				

- 注 1 この処理簿は、暦年（1月1日から12月31日まで）により記録すること。  
 2 「届出区分」欄は該当する箇所には○印を付けること。  
 3 登録自動車保管場所変更届及び軽自動車届出変更届のうち郵送によるものについては「備考」欄に「郵」と、また届出者が誤って郵送してきたものについては「転」と朱書きで記載すること。

## 保管場所標章受領の案内

受 理 番 号	
氏 名	
交 付 予 定 日	月 日 午前 午後 時

- 注 1 保管場所標章の交付は、本票と引き替えに  
 警察署 の窓口で行いますの  
  
で、当日ご持参ください。
- 2 受領時には、交付手数料（標章交付料500円）が必要です。
- 3 交付手数料は、兵庫県収入証紙で納入してください。

年 月 日

兵庫県

警察署

様式第13号（第8関係）

署 長	副署長等	担 当 官	課 長

保存期限	. .
------	-----

道路使用・長時間駐車届出書

警察署長 殿

住所（所在地）

氏名（名 称）

（ ） 局 番

自動車の保管場所の確保等に関する法律施行令第4条第2項第11号の規定に基づき、次のとおり届出します。

車 名 ・ 型 式	
登 録（車 両）番 号	
使用の本拠の位置	
保管場所の位置	
保管場所を使用できなくなった理由	
保管場所として使用し、又は長時間駐車させようとする道路上の場所	
期 間	年 月 日 ~ 年 月 日

(表)

保存期限	. .
------	-----

道路使用・長時間駐車届出処理簿

受理番号 受理年月日	登録(車両)番号	届出者の住所(所在地) 氏名(名称) 電話番号	理由	場所	期間	備考
.....		( ) 局 番			.. から .. まで	
.....		( ) 局 番			.. から .. まで	
.....		( ) 局 番			.. から .. まで	
.....		( ) 局 番			.. から .. まで	
.....		( ) 局 番			.. から .. まで	

(裏)

.....		( ) 局 番			.. から .. まで	
.....		( ) 局 番			.. から .. まで	
.....		( ) 局 番			.. から .. まで	
.....		( ) 局 番			.. から .. まで	
.....		( ) 局 番			.. から .. まで	